

令和元年度製菓衛生師試験実施要領

1 受験申込書受付の期間・場所及び試験日時・場所

	期 間	場 所
受験申込書 受 付	令和元年8月19日(月)から 令和元年8月28日(水)まで	県内各保健所
	日 時	場 所
試 験	令和元年12月1日(日) 午後1時から3時まで	津市産業・スポーツセンター(メッセウイング・みえ) (津市北河路町19-1) 三重県尾鷲庁舎(尾鷲市坂場西町1-1)

【注意】

- (1) 郵送による受付は行いません。
- (2) 受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです(正午から午後1時まで並びに土曜日、日曜日及び休日を除く。)
- (3) 台風等の影響により試験を延期する場合には、試験当日の午前9時までに決定し、三重県のホームページ上に掲載します。ホームページを確認いただくか、三重県医療保健部食品安全課に問い合わせてください。※県から受験者に対し、電話等での個別連絡は行いません。
- (4) 延期となった場合は、令和2年1月19日(日)に、高田中・高等学校(津市一身田町2843番地)及び三重県尾鷲庁舎において試験を実施します。

2 試験科目

- (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 食品学
 - (4) 食品衛生学 (5) 栄養学 (6) 製菓理論及び実技
- (ただし、職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者は、申し出により試験科目のうち製菓理論及び実技に関する筆記試験の免除を受けることができます。)

試験案内・延期等の情報提供のページ
[http://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/
HP/70444044662.htm](http://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/70444044662.htm)



3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 新制中学校の卒業者(又はこれと同等以上の学歴のある者)で、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
- (2) 新制中学校の卒業者(又はこれと同等以上の学歴のある者)で、2年以上菓子製造業に従事した者
- (3) 昭和41年12月26日現在、菓子製造業に従事し、かつ従事期間が3年を超えている者

4 受験資格についての注意

次のような仕事は菓子製造の従事経験とは認められません。

- (1) 菓子製造業で仕事をしていても、補助業務(計量、原材料の下処理、包装等)や直接菓子製造と関係のない業務(管理経営、販売、運搬、配達又は器具洗浄等)のみを行っていた期間
- (2) 料理教室などで菓子製造を教えていた期間や習った期間
- (3) パートやアルバイトで従事した菓子製造業務(ただし、週4日以上かつ1日6時間以上勤務している者は認められます。)
- (4) レストラン、ホテルなどの飲食店営業における菓子製造業務

5 受験申込みに必要な書類

必要書類		注意点
①	受験申込書	2部 2部提出してください。
②	3受験資格 (1)の方 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を習得したことを証明する書類	1部 ア 製菓衛生師養成施設の <u>卒業証書の写し</u> 、 <u>卒業証明書</u> 又は <u>履修証明書</u> イ 卒業証書の写しを提出する場合は、照合のため卒業証書原本を持参してください。 ウ 卒業証明書又は卒業証書の氏名が、婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合には、 <u>戸籍抄本</u> を1通添付してください。
	3受験資格 (2)の方 菓子製造業従事証明書	1部 従事証明書は原則として当該施設の営業者が証明し、証明印は証明者が個人の場合は実印を、法人の場合は代表者の職印として登記された印を用いてください。 ただし、従事者と営業者が同一人、配偶者又は二親等内の血族の場合若しくは廃業等によって元の営業者がいない場合は同業者の方か、所属団体の長から証明を受けてください。
	中学校以上の卒業証明書(原本)又は卒業証書(原本及び写し)	1部 ア 卒業証書の写しを提出する場合は、照合のため卒業証書原本を持参してください。 イ 対象となる学校は、学校教育法による中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校(卒業証書等に高等課程、専門課程と記載のあるものに限る)をいい、専修学校の一般課程及び各種学校は除きます。 ウ 卒業証明書又は卒業証書の氏名が、婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合には、 <u>戸籍抄本</u> を1通添付してください。
	3受験資格 (3)の方 菓子製造業従事証明書	1部 従事証明書は原則として当該施設の営業者が証明し、証明印は証明者が個人の場合は実印を、法人の場合は代表者の職印として登記された印を用いてください。 ただし、従事者と営業者が同一人、配偶者又は二親等内の血族の場合若しくは廃業等によって元の営業者がいない場合は同業者の方か、所属団体の長から証明を受けてください。
③	写真	1枚 ア <u>縦4.5cm、横3.5cm</u> で申込書提出前6ヶ月以内に撮影した上半身、正面、無帽および無背景のものを提出してください。 イ 裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。
④ ※	職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士資格の技能検定合格証書(原本及び写し)又は合格証明書(原本)	1部 合格証書の写しを提出する場合は、照合のため合格証書原本を持参してください。 ※製菓理論及び実技の免除を受けたい場合のみ必要となります。

【再受験について】

平成26年度から30年度に三重県知事が実施した製菓衛生師試験の受験票(紛失した場合は受験申込書を提出する保健所にその旨申し出てください。)の提出により5②の書類を省略できます。受験申込書の所定の欄に受験年度及び受験番号を記載し、受験票原本を添付して申込手続を行って下さい。

受験票の氏名が、婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合は、戸籍抄本を1通添付してください。

【注意】

- (1) かい書で丁寧に書いてください。万年筆又はボールペン(黒)を使用し、消せるボールペンは使用しないでください。訂正は、二重線(従事証明書については証明者印の押印)により行い、修正液、修正テープ等は使用しないでください。
- (2) 受験申込書提出後は、申込書、手数料、その他の提出書類は一切返還いたしません。
- (3) 受験申込書に虚偽の記載をしたり、虚偽の証明書を提出したことが判明した場合は、受験を拒否し、又は合格を取り消すことがあります。なお、刑法の規定により罰せられる場合もありますので留意してください。

6 受験手数料

9,400円(三重県収入証紙) 【注意】収入印紙ではありません。

7 試験当日の注意事項

【集合時間】

- (1) 試験についての説明を行いますので、試験会場に **12時30分**までに集合してください。
※開場時間は、11時45分を予定しています。
※試験開始後50分経過以降の受験は認めません。
- (2) 当日の会場周辺は混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

【会場アクセス】

メッセウイング・みえ



- ①定期路線バス(三重交通バス)
 - (1) 津駅前東口バスのりばから所要時間約25分
 - (2) 津新町駅前バスのりばから所要時間約10分
 - サオリーナ前行
「サオリーナ前」で下車、徒歩約1分
 - 殿舟団地、片田団地、平木または穴倉行
「南河路」で下車、徒歩約5分
- ②津駅、津新町駅からタクシーで約10分
- ③受験申込状況により、津新町駅から臨時バス運行予定(詳細未定)。

三重県尾鷲庁舎



JR	「尾鷲駅」徒歩15分
自動車	松阪・伊勢方面から 紀勢自動車道「尾鷲北インターチェンジ」から国道425号線「坂場」交差点を左折、次の路地を左折、すぐ右折。 または、 国道42号線「尾鷲トンネル」を過ぎ、坂場交差点手前で路地へ右折、すぐ右折。 (手前に案内看板あり) 熊野方面から 国道42号線「坂場」交差点を過ぎ、次の路地を左折、すぐ右折。

【持ち物】

(1) 筆記用具(HB 又は B の黒鉛筆、消しゴム)

※これ以外の筆記用具(シャープペンシル等)は不可。

(2) 受験票

※11月中旬に発送する予定です。試験日の1週間前までにお手元に届かない場合はお問い合わせ下さい。

(3) 時計(通信機能のないもの)

【その他】

(1) 障がい等により受験に際し配慮が必要な場合は、必ず受験申込時に、個別にご相談ください。
(車椅子の使用等)

(2) 試験会場では、試験監督の指示に従ってください。

8 合格者発表

日時 令和元年12月25日(水) 午前10時

場所 県庁ロビー、県内各保健所掲示板に掲示。

合格者には合格証書を郵送します。

電話での問い合わせには応じません。また、当日中にホームページにも掲載します。

合格者発表ページ

[http://www.pref.mie.lg.jp/
SHOKUSEI/HP/85151044665.htm](http://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/85151044665.htm)



9 情報開示請求

希望者には、試験の科目別及び総合の得点を本人に限り開示します。

(1) 受付期間 令和元年12月25日(水)午前10時から令和2年12月24日(木)まで

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(開庁日のみ)

(3) 受付場所 受験申込保健所及び戦略企画部情報公開課

ただし、四日市市保健所で受験申込した方は、桑名保健所又は戦略企画部情報公開課にて受け付けます。

申込受付・問い合わせ先一覧(県内各保健所)

名 称	住 所	電 話 番 号
桑名保健所 衛生指導課	桑名市中央町 5-71 桑名庁舎 2 階	0594-24-3623
鈴鹿保健所 衛生指導課	鈴鹿市西条 5-117 鈴鹿庁舎 2 階	059-382-8674
津保健所 衛生指導課	津市桜橋 3-446-34 津庁舎 5 階	059-223-5112
松阪保健所 衛生指導課	松阪市高町 138 松阪庁舎 2 階	0598-50-0529
伊勢保健所 衛生指導課	伊勢市勢田町 628-2 伊勢庁舎 1 階	0596-27-5151
伊勢保健所 衛生指導課志摩市駐在	志摩市阿児町鶴方 3098-9 志摩庁舎 2 階	0599-43-5111
伊賀保健所 衛生指導課	伊賀市四十九町 2802 伊賀庁舎 2 階	0595-24-8080
尾鷲保健所 衛生指導課	尾鷲市坂場西町 1-1 尾鷲庁舎 2 階	0597-23-3461
熊野保健所 衛生指導課	熊野市井戸町 383 熊野保健所 2 階	0597-85-2159
四日市市保健所 衛生指導課	四日市市諏訪町 2-2 四日市市総合会館 4 階	059-352-0592

試験実施事務担当 ※申込受付は行いません

三重県医療保健部食品安全課	津市広明町 13	059-224-2343
---------------	----------	--------------